

## 北九州市まち美化推進員設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例（以下「条例」という。）

第8条第1項に基づき選任するまち美化推進員（以下「推進員」という。）の選任及び運用に関して定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 推進員の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 地域での積極的なまち美化清掃及び啓発活動。
- (2) 市の実施するまち美化行事等への参加・協力。
- (3) ごみの散乱状況の把握及び市への報告。
- (4) まち美化対策に係る市への提案。
- (5) まち美化ボランティア活動の指導、とりまとめ（まち美化促進区域における清掃活動団体の推薦に基づき選任された推進員に限る。）

（平成20年1月1日・一部改正）

### (任期)

第3条 推進員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 中途で選任された推進員の任期は、他の推進員の残任期とする。

（平成14年10月1日・一部改正）

（平成20年1月1日・一部改正）

### (募集)

第4条 推進員は、次の方法により募集を行う。

- (1) まち美化促進区域における清掃活動団体の推薦。
- (2) 環境局長が適当と認める方法による公募。

### (選任人員)

第5条 推進員の選任人員は次のとおりとする。

- (1) まち美化促進区域それぞれに各1名
- (2) 公募による選任は、環境局長が適当と認める員数。

### (推進員の要件)

第6条 推進員の要件は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する満18歳以上の者。
- (2) 推進員としての活動を任期中に継続して活発に行うことができると認められる者。
- (3) 空き缶等の散乱の防止について知識、経験を有すると認められる者。
- (4) 次条の欠格要件に該当しない者。

### (欠格要件)

第6条の2 次の各号の一に該当する場合は、まち美化推進員となることができない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に規定する暴力団をいう）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

（平成7年2月1日・一部改正）

（平成14年10月1日・一部改正）

（平成20年1月1日・一部改正）

（平成23年3月1日・一部改正）

（令和8年1月1日・一部改正）

（選考）

第7条 推進員の選考は、書類審査によるものとし、必要に応じて面接を実施する。

2 選考は、環境局長が行うものとする。

3 選考結果は、本人に文書で通知する。

（平成20年1月1日・一部改正）

（選任の取消し）

第8条 環境局長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、まち美化推進員の選任を取り消すことができる。

(1) まち美化推進員としてふさわしくない行為があった場合。

(2) 心身の故障のためまち美化推進員の活動に耐えない場合。

(3) その他まち美化推進員の活動に支障のある場合。

(4) その他、第6条で規定する推進員の要件に該当しないと認められる場合。

（平成9年10月1日・一部改正）

（平成23年3月1日・一部改正）

（推進員会議）

第9条 市は、推進員との連絡調整を図るため、適宜、推進員会議を開催する。

（庶務）

第10条 推進員に係る運用の庶務及び推進員会議の庶務は、環境局業務課において処理する。

（平成12年4月1日・一部改正）

付 則

1 この要領は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

2 この要領は、平成7年2月1日から施行する。

付 則

3 この要領は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

4 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

5 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

6 この要領は、平成20年1月1日から施行する。

付 則

7 この要領は、平成23年3月1日から施行する。

付 則

8 この要領は、令和8年1月1日から施行する。